

○農林水産省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十七日

農林水産大臣 小泉進次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前					
別表二（第九条関係）				別表二（第九条関係）					
地	域	植	物	備考（対象とする 検疫有害動植物）	地	域	植	物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一〇十一（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	一〇十一（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十二（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	十二（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十三〇二十三（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	十三〇二十三（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

付表

一〇九十一（略）

九十二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグロッサム種のとうがらしの生果実

別表二（第九条関係）

付表

一〇九十一（略）

（新設）

附 則
この省令は、公布の日から施行する。